

養護老人ホーム(美山ホーム)

契約入居者募集中!



【入居要件】

65歳以上で、住居等に課題を抱え、自宅で生活する事が困難な要介護2程度までの方。

入居費用

月額 145,060円～

※生活保護受給者の方は

三浦市の生活保護費基準額で

入居できます。

入居後も安心



- 浴室からは富士山が望めます。
- 毎食腕利きのシェフが食べやすいメニューをご用意致します。
- 居室タイプは全室個室です。
- 食堂・大浴場・洗濯室・談話室完備です。

デイサービス・特別養護老人ホームも併設していますので、介護が必要になってもお暮しいただけます。

○お申込み・お問い合わせはお気軽にご連絡ください。

美山ホーム

住所 / 〒238-0111 三浦市初声町下宮田 1846

☎ 046-888-3048

担当: 横山



料金表

基本サービス利用料金表

区分	利用料区分	日額料金(円)	月額料金(円)	適用区分	合計金額(円)
利用料	事務費	暦日 31日	2,860	88,680 ①	145,060
		暦日 30日	2,956		
		暦日 28日	3,167		
	生活費	暦日 31日	1,818	56,380 ②	
		暦日 30日	1,879		
		暦日 28日	2,013		
季節負担料	冬季加算(11月～3月在籍者)	暦日 31日	66	2,070 ③	147,130
		暦日 30日	69		
		暦日 28日	73		
	期末加算(12月在籍者)	暦日 31日	165	5,140 ④	152,270
		暦日 30日	171		
		暦日 28日	183		
特別支援負担料	障害者加算	暦日 31日	1,096	34,000 ⑤	199,430
		暦日 30日	1,133		
		暦日 28日	1,214		
	病弱者加算	暦日 31日	424	13,160 ⑥	
		暦日 30日	438		
		暦日 28日	470		

*利用料区分及び月額料金は国の生活保護費基準に準じています。

*①・②の合計額が基本利用料になります。

在籍されている月や心身状態によって③～⑥の金額が加算され、1ヶ月分の利用金額が決まります。

*特別支援負担料は、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針」が示す心身の状態に該当する場合に加算します。

■障害者加算

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を所持している方。
アルコール依存症・統合失調症等、医師の診断がある方。

■病弱者加算

病弱のため、医師の指示に基づき栄養補給のために特別な食事等を1ヵ月以上必要とする方。

*月の途中で入退所、入退院があった場合、老人保護措置入所者の取り扱いに準じて利用料の精算をします。

日額の算出方法は、月額料金を暦日で割り、小数点以下を切り捨てた額とします。

*入院・外泊の際は、利用料区分の事務費のみ負担となります。

費用区分	料金(円)
財産保全(当施設に委託した預金通帳の管理)	70円/1日
理容・美容 クリーニング費用	業者指定の金額
特別な食事・特別なおやつ 個人的な外出にかかる費用	実費
紙おむつ、尿取りパットにかかる費用	実費

料金表(生活保護対象者:65歳～69歳) *年齢区分は4月1日時点の満年齢

基本サービス利用料金表

区分	利用料区分	日額料金(円)	月額料金(円)	適用区分	合計金額(円)	
利用料	住宅扶助	暦日 31日	1,322	41,000 ①	114,590	
		暦日 30日	1,366			
		暦日 28日	1,464			
	生活扶助	暦日 31日	2,373	73,590 ②		①+②
		暦日 30日	2,453			
		暦日 28日	2,628			
季節負担料	冬季加算(11月～3月在籍者)	暦日 31日	84	2,630 ③	①+②+③	
		暦日 30日	87			
		暦日 28日	93			
	期末加算(12月在籍者)	暦日 31日	436	13,520 ④	①+②+③+④	
		暦日 30日	450			
		暦日 28日	482			
特別支援負担料	障害者加算Ⅰ	暦日 31日	864	26,810 ⑤	①+②+③+④ +⑤	
		暦日 30日	893			
		暦日 28日	957			
	障害者加算Ⅱ	暦日 31日	576	17,870 ⑥	①+②+③+④ +⑥	
		暦日 30日	595			
		暦日 28日	638			

*利用料区分及び月額料金は国の生活保護費基準に準じています。

*①・②の合計額が基本利用料になります。

在籍されている月や心身状態によって③～⑥の金額が加算され、1ヶ月分の利用金額が決まります。

*特別支援負担料は、国の生活保護費基準が示す心身状態に該当する場合には加算します。

■障害者加算Ⅰ

身体障害者1級・2級、精神障害者1級の手帳を所持又は同様の心身状態に該当する方。

■障害者加算Ⅱ

身体障害者3級、精神障害者2級、障害年金2級手帳を所持又は同様の心身状態に該当する方。

*月の途中で入退所、入退院があった場合、日額料金を適用します。日額の算出方法は、月額料金を暦日で割り、小数点以下を切り捨てた額とします。

*入院・外泊の際は、利用料の住宅扶助のみ負担して頂きます。

*毎月1日に在籍した方に対し、別途「契約入居者福祉給付金」5,000円を利用料の中からお渡しします。

付帯サービス利用料金表

費用区分	料金(円)
財産保全(当施設に委託した預金通帳の管理)	70円/1日
理容・美容 クリーニング費用	業者指定の金額
特別な食事・特別なおやつ 個人的な外出にかかる費用	実費
紙おむつ、尿取りパットにかかる費用	実費

料金表(生活保護対象者:70歳～74歳) *年齢区分は4月1日時点の満年齢

基本サービス利用料金表

区分	利用料区分	日額料金(円)	月額料金(円)	適用区分	合計金額(円)	
利用料	住宅扶助	暦日 31日	1,322	41,000 ①	112,630	
		暦日 30日	1,366			
		暦日 28日	1,464			
	生活扶助	暦日 31日	2,310	71,630 ②		①+②
		暦日 30日	2,387			
		暦日 28日	2,558			
季節負担料	冬季加算(11月～3月在籍者)	暦日 31日	84	2,630 ③	①+②+③	
		暦日 30日	87			
		暦日 28日	93			
	期末加算(12月在籍者)	暦日 31日	436	13,520 ④	①+②+③+④	
		暦日 30日	450			
		暦日 28日	482			
特別支援負担料	障害者加算Ⅰ	暦日 31日	864	26,810 ⑤	①+②+③+④ +⑤	
		暦日 30日	893			
		暦日 28日	957			
	障害者加算Ⅱ	暦日 31日	576	17,870 ⑥	①+②+③+④ +⑥	
		暦日 30日	595			
		暦日 28日	638			

*利用料区分及び月額料金は国の生活保護費基準に準じています。

*①・②の合計額が基本利用料になります。

在籍されている月や心身状態によって③～⑥の金額が加算され、1ヶ月分の利用金額が決まります。

*特別支援負担料は、国の生活保護費基準が示す心身状態に該当する場合には加算します。

■障害者加算Ⅰ

身体障害者1級・2級、精神障害者1級の手帳を所持又は同様の心身状態に該当する方。

■障害者加算Ⅱ

身体障害者3級、精神障害者2級、障害年金2級手帳を所持又は同様の心身状態に該当する方。

*月の途中で入退所、入退院があった場合、日額料金を適用します。日額の算出方法は、月額料金を暦日で割り、小数点以下を切り捨てた額とします。

*入院・外泊の際は、利用料の住宅扶助のみ負担して頂きます。

*毎月1日に在籍した方に対し、別途「契約入居者福祉給付金」5,000円を利用料の中からお渡しします。

付帯サービス利用料金表

費用区分	料金(円)
財産保全(当施設に委託した預金通帳の管理)	70円/1日
理容・美容 クリーニング費用	業者指定の金額
特別な食事・特別なおやつ 個人的な外出にかかる費用	実費
紙おむつ、尿取りパットにかかる費用	実費

料金表(生活保護対象者:75歳以上～) *年齢区分は4月1日時点の満年齢

基本サービス利用料金表

区分	利用料区分	日額料金(円)	月額料金(円)	適用区分	合計金額(円)	
利用料	住宅扶助	暦日 31日 1,322	41,000	①	109,820	
		暦日 30日 1,366				
		暦日 28日 1,464				
	生活扶助	暦日 31日 2,220	68,820	②		
		暦日 30日 2,294				
		暦日 28日 2,457				
季節負担料	冬季加算(11月～3月在籍者)	暦日 31日 84	2,630	③	112,450	
		暦日 30日 87				
		暦日 28日 93				
	期末加算(12月在籍者)	暦日 31日 436	13,520	④		125,970
		暦日 30日 450				
		暦日 28日 482				
特別支援負担料	障害者加算Ⅰ	暦日 31日 864	26,810	⑤	152,780	
		暦日 30日 893				
		暦日 28日 957				
	障害者加算Ⅱ	暦日 31日 576	17,870	⑥		143,840
		暦日 30日 595				
		暦日 28日 638				

*利用料区分及び月額料金は国の生活保護費基準に準じています。

*①・②の合計額が基本利用料になります。

在籍されている月や心身状態によって③～⑥の金額が加算され、1ヶ月分の利用金額が決まります。

*特別支援負担料は、国の生活保護費基準が示す心身状態に該当する場合に加算します。

■障害者加算Ⅰ

身体障害者1級・2級、精神障害者1級の手帳を所持又は同様の心身状態に該当する方。

■障害者加算Ⅱ

身体障害者3級、精神障害者2級、障害年金2級手帳を所持又は同様の心身状態に該当する方。

*月の途中で入退所、入退院があった場合、日額料金を適用します。

日額の算出方法は、月額料金を暦日で割り、小数点以下を切り捨てた額とします。

*入院・外泊の際は、利用料の住宅扶助のみ負担して頂きます。

*毎月1日に在籍した方に対し、別途「契約入居者福祉給付金」5,000円を利用料の中からお渡します。

付帯サービス利用料金表

費用区分	料金(円)
財産保全(当施設に委託した預金通帳の管理)	70円/1日
理容・美容 クリーニング費用	業者指定の金額
特別な食事・特別なおやつ 個人的な外出にかかる費用	実費
紙おむつ、尿取りパットにかかる費用	実費